#### 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得(建設又は製作を含みます。) した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
  - (注) 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年3月15日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 文面中の[]欄については、該当する文字を〇で囲んでください。
- (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
- (4) 「用途」については、事務所用、店舗用 (○○販売)、工場用 (○○製造) などと具体的 に記載してください。

					様	式	
【平成年分】					100		
譲渡所得の内訳書	住所		電話(番号	) 名	海县		
確定申告書付表)	氏名 (フリガナ)			网	与		
【総合譲渡用】	<b>声名</b>		職業	税	里士 (電影	á	)
1 譲渡(売却) さ	れた資産について	て記載してくださ	い。				
譲渡された			種	利用状況		数	
資産の名称			類	說		표	
所在地等							
譲渡先の住	所		氏 名 (名称)		雅業		
(買主の)(所在	地)		(名称)		404 (40)		
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日	登記、登録等の日		年 月	日
-【参考事項】				円	讓	渡価	額
売 口 質主からま	(まれたため ・購入するため	代金の受領状況 キャクタ 年	月日	- F	0		P
July 1	捻出するため	の 2回目 年	月日				
由 □ その他(	i済するため 、	領 状 未収金 年	月日	円 円			
			(予定)				
2 譲渡(売却) 8	れた資産の購入化	せ金などについて	記載してください	١,			
費用の種類		光・支 ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		第入 支払年月日	購支	入 価	68
珠 入 譲渡資産の	住 所(	所 在 地 )	氏 名(名 勒	) ~ 1	~	204	P
に購入代金							
要し							P
te							P
费							P
小 計					*		P
	資産の購入価額	( <b>※</b> ) g	(却費相当額		2		P
取得費				=			
3 譲渡(売却) 3	るために支払った	と費用について記	載してください。				
譲費用の種類	支	払	先	支払年月日	支	払金	88
農費用の種類	住 所(	所在地)	氏 名(名 勒				P
要した			-				Р.
た費用			-				F
					(3)		
譲渡費用					Ľ		
4 譲渡所得金割	の計算をします。						
区分 特例適用条文	A収入金額(①)	B必要程費 (②+③)	C差引金額 (A-B)	D特別控	除額	E 譲渡所行	
短所法条の	P	F		P)	PI		P
長所法条	円	F	3	T)	PI		P
棚 措の_	:内容 (買換え(交換・	(大替)の特例の適用を	受ける場合は、裏面「	6」で計算した	内容) を	「申告書89	第一赛.
		The state of the s	The second second		1		301
第二表」に転記し	4-74			整理欄			

#### 買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

# 5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換資産等の所在地等	種類	数 量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日

O 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支持	丛	年月	B	支	払	金	額
									円
									円
									Ħ
									Ħ
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額									Ħ

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。) を提出し、その見込額を記載してください。

#### 6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①線液価額」、「②取得費」、「③線波費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

K	分		F 収入金額	G 必要経費			
0	≦ ④	特例適用条文	① × 20%	(2)+3)×20%	H 差引金額	J 特別控除額	K 腺波所得金額
0	> ④		(①-④)+④×20%	(2)+3)× <sup>p</sup> / <sub>0</sub>	(F-G)		(H-J)
短	期	措法	P	P	PI	円	P
١ ـ		*					
Į. ž	期	o _					J

(2) 固定資産の交換 (所法58)・収用代替 (措法33) の場合

K	分		L 収入金額	M 必要経費			
交	换	特例適用条文	⊕-@	(2)+3)× L/0	N 差引金額	P 特別控除額	Q 腺波所得金額
収月	用代替		① <b>一</b> ③一④	② × 1 0-3	(L-M)		(N-P)
短	期	所	円	円	円	円	円
長	期	措条					

#### ····【記載上の注意事項】··

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
   譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一語契約等の
- 場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- O また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。J欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上 の契約がある場合には、いずれか一枚の内敷書の各欄の上段に、その合計版を二段書きで記載してください。 の契約がある場合には、いずれか一枚の内敷書の各欄の上段に、その合計版を二段書きで記載してください。 の総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、
- 資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円【差引金額(C、H、N欄の合計) が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合腰税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の 適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 〇 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等
- の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。 〇 平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。 〇 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「僕却費相当額」の算出方法がお分か
- りにならないような場合には、税務署におたずねください。

															様式		
相網	続財産の	取得	費に	飯 鍍	者	住所							氏名				
加红	算される	相続	税の	被相	続人	住所							氏名				
計	算明細書			相続の 始があった日		年	月	Ħ	相続税 告書 出し	を提	£ 4	Ė J		B   1	相続税の申 告書の提出 先		税務署
(1)	譲渡資産が	作続又	は遺贈	こより取	得した	た土地	等で	ある	場合	_					I		
譲渡した	所	在	地	番													
相続	種和用力	am	akit.	類	4					-		_		2			
財産	利用状譲渡	した	数年月	量日	H		年		mi BB	+		年	月	mi ⊟		年	月日
村等	目続又は遺贈 学の相続税割 相続税の申告書	割こより F価額の 第15妻の6	取得した 合計額 の金額、6	た土地の相続)			た相続	<b>財産</b> /	3代償分割			を支払	って販	得し	と財産である様 ®」において	h()	よ、裏面の
Ų	時精算課税適用 価額のうち土地等 物納 した土地	学の価額を	記入してく	ださい。ノ											円		
	上地等の相縁	锐評価	襭		B										円		
()	相 続 税 相続税の申告 金額を記入し	書第1表	:の①+②		©										円		
	相 統 税 額 相続税の申告書第1妻の②の金額を配入 してください。ただし、贈与税額控除又 は相次相続的除を受けている人は、裏面 の付妻で計算した②又は②の金額を配入 してください。														円		
Ŧ	上地等に係 目続税額の計	[[	D× (A-	<u>B</u> )	®										円		
Ĥ	前年以前に町	(得費に	こ加算し	た金額	(Ē)										円		
Д	(特費に)が算	できる相	統税額(	B-(F)	И										円		
I	反得費に加	1算され	1る相線	E税額	©				円					円			Ħ
(2)	譲渡資産が	上記 (1	1)の土地	等以外(	の資産	であ	る場合	ì									
譲渡し	所	在	地	番													
た相が	種	Name .	sled	類	4				* 040					* 040			* 44
統財産	利用状相続	税	数 評 佃	量	Ð				-   -   -   -   -   -   -   -	-			Г	ni (辨) 円			前横
ŕ	相 続 税 相続税の申告 金額を記入し	の 課	税 価	格	0										円		
	相 彩 相続税の申告 してください。 は相次相続控 の付妻で計算し してください。	事第1表の ただし、 除を受け	贈与税額 ている人は	陸除又 。裏面	0												
Ħ	文得費に加算さ	れる相続	税額(①)	( <del>B</del> )	€				円					円			P.
· ·	与税理士									1	電話番	号	Τ				

								1
相続財産の取得費に	赛 渡 者	者 住 所				氏名		
加算される相続税の 🏻	皮相 統	人所				氏 名		
11 77 77 11 11	目続の 開始が めった日	年	月日	相 続 我 申 告 書 提出した	を 年	月日	相続税の 申告書の 提 出 先	税務等
<ol> <li>譲渡資産が相続又は遺贈に。</li> </ol>	より取得し	た土地	等である	5場合			<u> </u>	
所 在 地	番 /							
相種	類	1						
利用状況   数 産 譲 渡 し た 年 月	量日	1	年	月日	年	月日	年	月日
相続又は遺贈により取得した。 等の相続規則価額の合計額 相続税の申告書第18表の⑩の金額、⑩の 特額課股適用財産の確額及1億の帰り 量額のうち土地等の価額を記入してくたさ	地機	部度した (在)1(7)	相続財産	が代債分割	により代債金を支払	いて取得し	た財産である場合には 「B」にはみっても同じ	1、裏面の
物納した土地等及び物納申請。 土地等の相続税評価額	<sup>‡の</sup> ®						円	
相 続 税 の 課 税 価 格 (相続税の申告書第1表の①+②+( 金額を記入してください。							В	
相続 税 部 和練税の申告書第1表の②の金額を計 してください。ただし、贈与税額拡致 は相次相談技験を受けている人は、計 の付表で計算した②又は②の金額を計 してください。	以 (数 (数 (D)						<u>m</u>	
土地等に係る [ ®× <u>®−0</u> 相続税額の計算 [ ®× <u>®−0</u>	<u>))</u> ) (6						円	
前年以前に取得費に加算した。	企額 ®						円	
取得費に加算できる相続税額(②・	-® /	1					円	
取得費に加算される相続形	·額 ©			円		円		Р
<ul><li>(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等</li></ul>	以外の資	産である	5場合					
譲渡 所 在 地	番 /							
相相	類	1		* 1		* **		
税 財 相 続 税 評 価	類印			㎡(株)		mi 側		nî () F
相 続 税 の 課 税 価 格 (相続税の申告書第1表の①+②+② 全額を記入してください。							円	
相 統 税 額 額 和級処の全額を含してください。ただし、贈与税額控は相次相談的を受けている人は、別の付表で計算した②又は②の全額を含してください。	記(対)						PJ	
	B) (8)			円		F		P
関与税理士					電話番号			
							(資6-11-	- A 4 統-

## 付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

#### 1 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

署年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1妻の③の全額)	Θ	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の個の全額)	0	円
相線時期算罪投分の着与税額控除額 (相線投の申告書第1まの図の全額)	8	円
小 計 の 額 (相載税の申告書第1表の〇の全額)	0	円
相 統 税 額 (①+⊗+⊗+⊙)	ø	円

- (注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。
  - (1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は 維所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
  - (2) 「〇」、「〇」、「〇」、「〇」及び「①」の金額は、相 統執の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲 渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

#### 2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合

	算 出 税 額 相載税の申告書第1表の③又は⑩の金額)	۵	円)
1	目鏡模類の2割加算が行われる場合の加算金額 (相鏡視の申告書第1表の①の金額)	⅌	円
	合 計 (②+®)	S	円
	配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の①又は②の金額)	Φ	円
税	未成年者控験額 (指載税の申告書第6妻の1の②又は⑥の金額)	0	円
額控	障 害 者 控 除 額 (相載税の申告書第6表の2の②又は⑥の金額)	0	円
除	外国税额控除额	@	円
等	医療法人持分税額控除額	8	円
	#\ (\mathbb{O}+\mathbb{O}+\mathbb{O}+\mathbb{O}+\mathbb{O})	0	円
[	相 続 税 額 (⑤ - ⑦) 赤字の場合は0と記入してください。)	Ø	円

(3) 「⑧」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時(通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限)において、譲渡者が物納申請している土地等をいいます。

なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に 相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「囱」の金額には含みません。

- (4) 「⑤」又は「⑥」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「⑥」又は「⑥」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- (5) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「⑤」の金額は、譲渡した時期(原則として引渡しがあった日)の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません(配分していった結果、「⑥」の金額が0になる場合を除きます。)。

(6) 「②」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

[藤族した相続財産] × (特例適用後の藤族した相続財産の収入金額) (藤族した相談財産の藤族価額)

(7) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「△」、「⑧」又は「⑤」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

 
 イ「②」の金額
 「相続等により取得した土地等の相談段評価額の合計額」 した土地等の相談段評価額の合計額」
 (支払代償金) × (相談税の課税価格(「②」の金額) + (支払代償金)

 ロ「③」の金額
 物納した土地等及び 物納申請中の土地 等の相談投評価額」
 (支払代償金) × (物納した土地等及び物納申請中の土地等の相談投評価額) (相談税の課稅価格(「②」の金額」) + (支払代償金)

 ハ「④」の金額
 (該した相談財産 の相談投評価額) - (支払代償金) × (額談した相談財産の相談投評価額) (相談税の課稅価格(「②」の金額」) + (支払代償金)

#### 2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- (1) 相続税の申告書第1表、第11表(相続税がかかる財産の明細書)、第11の2表(相続時精算課税適用財産の明細書)、 第14表(純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書)、第15表(相続財産の種類別価額表)
- (2) 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- (3) 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙(物納財産目録)」

#### 3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡 した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができま す。詳しいことは税務署におたずねください。

comen.	通信日付印の年	月日	確認印	名舞番号
くを言い、	年 月	H	Contract to the Contract of th	

# 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

	申	住所又は 所 在 地 (電話)	Ŧ	(	)	
Name of the last o	請	氏名又は 名 称			111	1
	者	(法人の場合) 代表者氏名	8			(6)
2000	*	所 在 地 (電話)		(	)	
年月日提出	務所	名 称				
	等	代表者又 は責任者				(1)

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第\*\*\* 項に規定する 税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup> 項第 号該当

申請に	係る確定優良住宅地	
造成等	事業の名称	

t	2	上記事由の記
を		
SM	100	

13

情

等

3 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup> 項第 号に該当する事業の場合における同条 第<sup>※2</sup> 項に規定する税務署長が当初認定した日

1 着工予定年月日

一月日等 2 完成予定年月日 完成予定

3 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けることができる と見込まれる日 (認定を受けようとする日)

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士 🐵 電話:	括番号
-------------	-----

(資6-64-A4統一)

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

# 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長(再延長)を申請する場合に使用するものです。

## [ | 1 ]

	職渡した年月日	
	平成20年1月2日以後	
「法第31条の2第3項に規定する住宅嫌数の用 に供される宅地の造成に要する期間が通常2年 を超えることその他政令で定めるやむを得ない 事情」の条項	第23項	

## [ ※ 2 ]

	譲渡した年月日	
	平成20年1月2日以後	
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	

# 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準 ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

名	律	番	号
T.	10	199	a

	届出	住(旧	所(生所)	<b>T</b> (				000	
	者	氏 (IF	名 (姓)	(		•	電話	(	)
第31条の2第3項に規定す に確定申告書を提出してい る優良住宅地等のための譲	ますか	S. 70	の土地	等の【全	部計が同	条第2項第	*	- 8	号に掲げ
1 譲渡した土地等及び優良(	主宅地	等のた	めの譲渡	度に該当す	ることとな	こった土地等の	の明新	8	
譲渡	した		地等			左のうちための譲渡	優良	住宅	
			100000000000000000000000000000000000000		面 積 ㎡	左のうち	優良	住宅	
譲渡	した		地等		面積	左のうちための譲渡	優良	住宅	ること
譲渡	地		地等		面積	左のうちための譲渡	優良	住宅	ること

# 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

# 1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡 に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する こととなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所 轄税務署長に届け出るために使用するものです。

#### ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

		譲渡した年月日	
適用条文の内容	平成18年1月2日 平成19年9月27日	平成19年9月28日 ~ 平成21年3月31日	平成21年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する 譲渡)	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の 促進に関する緊急措置法の認定及び開 発許可を受けた者に対する譲渡)	第12号	第13号	_
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供 される一団の宅地の造成を行う者に対 する譲渡)	第13号	第14号	第13号
一個の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住 宅建設の用に供される一団の宅地の造 成を行う者に対する譲渡)	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同任宅 の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に 供されるものの譲渡 (仮接地の指定の効力発生の日から3 年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同 住宅の嫌数を行う者に対する譲渡)	-	第17号	第16号

## 2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の[]欄については、該当する文字を○で囲んでください。

1 面

# 譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)[土地·建物用]

(4	成年分	
名簿番号		١

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡(売却)による譲渡所得金額の計算用として 使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】 からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参考に、契約書や領収書などに基 づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額 などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することがで きます。

# あなたの

現住所		フリガナ	
(前住所)	( )	氏 名	
電話番号 (連絡先)		戦 業	

※ 譲渡(売却)した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も配載してください。

関 与 税 理 士 名

#### 記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。

また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して 提出してください。

- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - ・ 交換・質換え(代替)の特例の適用を受けない場合
    - ·····1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
  - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
    - ·····1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物 (居住用) の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
價却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」-----軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物 「金属造②」-----軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成25年分以降用)

H26.11

面							名簿番号			
譲渡 (売記	a) された±	地・建物	こついて	記載して	てくださ	۸,				
	也・建物を譲渡	AND THE STATE OF	The same of the same							
所在地番										$\neg$
(住居表示	)									
2) どのような	(土地・建物を	いつ譲渡(	売却)され	ましたか。	8					
口宅 地		(実測)	m	利用	材 況		売り	製 契	約日	B
□雑種地	□ 畑	(公議等)	mi	100 Car 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	己の居住用			22		
Caste (		3			己の事業用 付用			<b>F</b>		8
□店 舗	<ul><li>□マンション</li><li>□事務所</li></ul>		m"	□ 未	200000		51 8	渡	した	
□ その他 (	()			(	1	)	113	年	月	B
○ 次の機	間は、譲渡(売	L 却) された±	地・建物	が共有の場	場合に記載	してくだ	さい。		100 J	_
あなたの土地	の持分建物	#	有者の	り住所	f · 氏	名	0.00	有者	の持り建す	10000
T 76		1. =r \		- /	氏名)			- AD	Xds 7	90
	(1	主所)			KH/					- V2
				200	5033337					
l <del></del> .		主所)		200	氏名)					_
	(f	主所)		200	氏名)		-			
		主所)		200	氏名)	いくらで誰	no minoria	9000	ましたか	
3) どなたに記 住 所 (所在地)	(f	主所)		200	氏名)	122	譲渡 渡	9000	ましたか	
住所(所在地)	(f	主所)	5 荣 辞)	200	氏名)	122	no minoria	9000		·
住所(所在地)	(f	主所)	THE RESERVE OF THE PERSON NAMED IN	200	氏名)	122	no minoria	9000		
住所(所在地) 氏名(名称)	(f	主所)	THE RESERVE OF THE PERSON NAMED IN	()	氏名)	① 1	譲渡	9000	額	
住所 (所在地) 氏名 (名称) 【参考事項】 代金の	(住意義 (売却) され	主所) にましたか。 戦 (増	種)	()	氏名)	① I	譲渡	価	額	円 一
住所(所在地) 氏名(名称)	(信息液(売却)され	主所) にましたか。 戦 (増	2回目	()	(4)(	① I	譲渡	価	額	円 一
住所 (所在地) 氏名 (名称) 【参考事項】 代金の	(信 譲渡(売却)され 1回目 年 月	主所) いましたか。 関係 (着	2回目年月	() 目 円	(4)(	① I	譲 渡	価未収金月	<b>額</b>	円 一
住所 (所在地) 氏名 (名 称) 【参考事項】 代金 の 受領状況 お売りに	(f (f (f (f (f (f (f (f)))) (f (f)) (f) (f	主所) いましたか。 関係 (着	程) 2回目 年 月	日田田	(4)(	① I	譲渡	価未収金月	<b>額</b>	円 一
住所 (所在地) 氏名 (名称) 【参考事項】 代金の 受領状況	(信報) (信報) (信報) (信報) (信報) (信報) (信報) (信報)	主所) れましたか。 戦 (情 日 円 一 一 一 で の資	程) 2回目 年 月	日 円 ため るため	(4)(	目 日 円	譲 渡	価未収金月	<b>額</b>	円 一
住所(所在地) 氏名 名 (名 称) 代名 事項】一 代金 の 受領状況 お理	(信 譲渡(売却)され 1回目 年月 なった [	主所) れましたか。 関係 (人) 関連 (人)	程) 2回目年月 毎年月 6額まれた。 全を購入す	日 円 ため るため	3回年月	① 情日 日 円 借入金をその他 (	譲渡海年	価を収え	<b>額</b>	円 一
住所(所在地) 氏名 名 (名 称) 氏名 称) 代金 の 受領状況 お理	(信 譲渡(売却)され 1 回 月 年 月 で った 由 に 続税の取算の特別	主所)  1ましたか。  関係  関連の  関連の  関連の  関連の  関連の  関連の  関連の	程) 2回目年月 毎年月 ・類まれた。 全を捻出す や「保証付 受けるときは	日門ためるための特別は、「相続財」	氏名) (4) ( 3 回 年 月	日日日円円借入金をその他(	譲 渡 海年 返済する 合の記載 のる を の 記載 で と の お し ま し か と も と も と も と も と も と も と も と も と も と	価をおります。	額 全 日(予定) 円	P
(所在地) 氏名 名称) 氏名 称) 代名 事項】 代金 が況 を でいる でいる でいる でいる はいます はいっと でいる	(佐 (佐 (佐 (佐 (佐 (佐 (佐 (元却) され 1 回 目 年 月 なった 由 (続 (機) 加算の特徴 (の取得費が (ので) 2 回(②取	主所)  1ましたか。  1ましたか。  1ましたか。  1まりたか。  1まの 第 例 きゅうの 1 関 の 1	程) 2回目年月 毎年月 毎年末れたする を捻出する や「保証を でいるとも」 上段に「細×	日 円 ためるるため 新相き円 にべい でいまい という はい こうしゅう はい こうしゅう はい こうしゅう はい こうしゅう しゅうしゅう しゅう	氏名) (4) ((4) (	(1) 目 日 円 借入金を ( 受ける場れれく	譲渡 年 ・返済する ・の記載の の制能しても の制能しても の制能しても	価	額 金 日(予定) 円 )	円
住所(所在地) 氏名 名称) 氏名 称) 氏名 称) 代 会 都 項 】 一 代 会 都 項 】 一 代 会 都 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(佐 譲渡(売却)され 1回目 年月 なった由 「 続税の取得費が 得費が でいい。	主所)  1ましたか。  1ましたか。  1ましたか。  1ましたか。  1まの  1まの  1まの  1まの  1まの  1まの  1まの  1ま	程) 2回目 年月の報告は、本では、本では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	日 円 ため めるため 精発 相きまとれ がく スタート	氏名) (4) ( 3 回 月 (4) の の取る ののな ののな ののな ののな ののな を のの の の の の の の の	目 日 円 借 そ ( 受 が 算 に む く に 限 形 配 酸 ま た む く に で 限 が ま な む か ま か か ま か か ま か か か か か か か か か か か	譲 渡 年 返 合 和意いい 調和 取扱 で は 野山	価	額を 日(予定) 円 ) (確からります。	円 I

様式

45

3 面

		譲襲) 代金など	

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

購入 価額の内訳 建築 価額の内訳	購入 (建築) 先 住 所 (所在地)	· 支払先 氏 名(名 称)	購入 建築年	月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
土地	*		* 0		円
	8				円
	8				円
	<u>.</u>		小	計	(イ) 円
建物	×				円
	8				円
	8				円
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □(鉄骨)動	競 □金属造□その他	小	計	(口) 円

- ※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
- (2) 建物の償却費相当額を計算します。

(3) 取得費を計算します。

建物の購入・建 □標準	築価額(口)	償却率	経過年数	信却責相当額(ハ)	2	(イ)+(ロ)-(ハ)	F
LI for on	円 × 0.9×	>	· =	円	取得費	2000 2000 0000 000 000 000	10.000

- ※ 「譲渡所得の中告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算を したものは、「□標準」に図してください。 ※ 非業務用建物(展住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(情却率は1面をご覧ください。)。

# 3 譲渡 (売却) するために支払った費用について記載してください。

■ III	支 払 先		支払年月日	+ +/ - 4 50	
費用の種類	住 所 (所在地)	氏 名(名 称)	文仏平月口	支払金額	
中介手数料				F	
収入印紙代				Е	
				Р	
				Р	
6 條繕費 固定資産	税などは譲渡費用にはなりません。		(2)	р	

	9	
	500 his 48, 00	
Л	議提貸用	
Ø		

# 4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E譲渡所得金額 (C-D)
短期長期	所・措・農・条の	円	円	円	円	円
短期長期	所・措・農・	Ħ	円	円	円	円
短期長期	所・措・農・条の	円	円	円	円	円

- ※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4 間「6」で計算した内容)を「中告書第三表(分離課税用)」に転記します。
   ※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場
- 合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。 整理機

4 面

「交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」 この面(4面)は、交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

## **5 交換・買換(代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。**

111	n	PIT	在	地	種	類	面	積	用	達	契約(予)	定)年月日	取得(予	定)年月日	使用開始(	<b>予定</b> )年月日
								m			38			#15		
							\$( <u></u>	mí	S	- 10		- 8			4	
			11 - 7 M	1 1 3 M W	)件の所在地	II S III LE SO	11 39 M 34 20 34 M	11 37 M 14 26 NR M IN	m	m	mi	m .	m m	m	m	m

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

₹用の内容	支払先住所 (所在地) 及び氏名 (名称)	支払年月日	支 払 金 額
土 地		- 2 % -	P
			円
		2 %	P
建物		2 %	円
		2 2	FI
			円
④ 買換(代替	)資産・交換取得資産の取得価額の合計額	- 1	円

- ※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
- ※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

# **6 譲渡所得金額の計算をします。**

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換(代替)資産・ 交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2) 以外の交換・質換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(結法33)・居住用質換え(結法36の2)・震災質換え(養法12)など]

区分		F収入金額	G必要程費	
収用代替	特例適用	①-3-4	② X F ①-③	日譲渡所得金額 (F-G)
上記以外		0-0	(2+3) x F	80 50
短期長期	所・措・震	PI	円	А

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(拮法37・37の4)などの場合

区分	6+ 70( ver 70)	J収入金額	K 必要経費	
① ≤ ④	特例適用	①×20%	(2+3)×20%	L贈波所得金額 (JーK)
① > ④	* X	(①-④)+④×20%	(2+3)×J	1817-121-1850K
短期長期	措法。	H	H	円

	一連番号	1 750
	100	Г Ш

# 平成\_\_\_年分の所得税及びの確定申告書付表 ( 譲渡損失の損益通 質及び経験検験用

受付印	fit.	「神汉の蘇州西田内の日	
住所	7	フリガナ	
(又は)事業所	E	氏名	(
展所など			

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額(以下「分離課税配当所得金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。
- 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

- [①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。
- (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細膏」の「未公開分」及び「上場 分」の①の金額の合計額)	1	Ħ
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の①の金額)	2	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	3	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	F	F
合 計 額	中各書第三妻②へ	8
本年分の損益通算前の分離課税配当所 (②一⑤) (赤字の場合には0と書いてく	所得金額	4

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④) (③の金額 ≤ ④の金額 の場合には0と書いてください。) ((2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。)	(5)	△をつけて、中告書第三表69へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額(④ー③) (③の全額 ≥ ④の金額の場合には0と書いてください。) ((1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。)	6	中告曹熙三歲69个

(平成26年分以降用)

H26.11

2 面 (確定中告書付表)

# 2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分 (※1)	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額(※2)	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額(※3)	本年分で差し引くことのでき なかった上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成_年分)	⑥師年9の付款の②の金額 円	<ul><li>③ 株式等に排送酵素所得等の全額から無・引く部分) 円</li><li>⑤ (分解酵粉洗洗所等全額から兼し引く部分)</li></ul>	
本年の 2年前分 (平成_年分)	(前年分の付表の①の金額)	<ul><li>(株式等に係る構造所得等の金額か5無し引く認分)</li><li>(分集算板配当所得金額か5無し引く認分)</li></ul>	⑦ (@-@-@) <sup>円</sup>
本年の 前年分 (平成_年分)	◎(前年分の付表の③の金額)	⊕ (株式等に係る職業所得等の金額か5等し引く認分)  ① (分離罪税配当所得金額か5等し引く認分)	8 (◎-◎-①)
金額から差	式等に係る譲渡所得等の し引く上場株式等に係る 金額の合計額(①+①+②)	核式等に体る職業所得等の全額の計算所額書金へ	
ら差し引く	離課税配当所得金額か 上場株式等に係る譲渡 の合計額(⑥+⑪+⑪)	(i) ⊕##≡#@^	
翌年以	後に繰り越される上場村 (⑤+6	株式等に係る譲渡損失の金額 (+®)	中府曹華三恭●へ(※4) 円

- ※1 <u>平成26年分の申告では</u>、「本年の3年前分」は平成23年分、「本年の2年前分」は平成24年分、「本年の前年分」は平成25年分になります(平成22年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成26年分から控除することはできません。)。
- ※2 平成26年分の申告では、平成25年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。
- ※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額(赤字の場合には、Oとみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

- ※4 平成23年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成26年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成27年分以後に繰り越して控除することはできません。
- 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の 分離課税配当所得金額の計算
  - 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した 後の本年分の分離課税配当所得金額(※)	12	中音書第三曲〇へ	円
(6-10)			

- ※ ②欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の②欄の金額が同③欄の金額から控除しされない場合には、税務署におたずねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

(注) その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。「一面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の 確定申告の 際 に使用 しま す (翌年に株式等の 売却が な い場 合で t 一場株 式等に係る譲渡損失の

金額

を

場分

一の①機が赤字の

場合で、

譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、

「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記

1 面

【平成 年分】

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

_		
NET	-	
#	77	
450		

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡 所得等の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードできます。税 務署にも用意してあります。)を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要

項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	(		フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)	職業		関与税理士名 (電 話)	(

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

# 所得金額の計算

			未公開分	上場 分
収	譲渡による収入金額	1	P	P
入金	その他の収入	2		
額	小 計(①+②)	3	中告書第三表金へ	中告書第三表②へ
心器器	取得費(取得価額)	4		
必要経費又は譲渡に受した費用等	譲渡のための委託手数料	(5)		
に置むた		6		
專	小計(⑥か6⑥までの計)	7		
特題(△	記管理株式等のみなし 渡損失の金額(※1) Editないで書いてください。)	8		
差	引金額(③-⑦-⑧)	9		
特要し	記投資株式の取得に した金額の控除(※2) が赤字の場合はOと書いてください。)	10		397
05245	所得金額(⑨ー⑩) の場合は△を付けて書いてください。)	11)	中告書第三表60个	※字の場合は中告書第三表®へ
	F分で差し引く株式等に 5繰越損失の金額(※3)	(12)	中告書第三表⑪へ	申告書第三表図へ
繰起	建控除後の所得金額(※4) (⑪ー⑫)	(13)	中告書第三表で3へ	中告書第三表で

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する 特定管理株式及び特定保有株式をいいます

措法 条の 特例適用条文 条の 措法

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額

の控除の明細費」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、②欄の金額を限度として控除します。 ※3 ②欄の金額は、①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る緩越損失の金額は、「所得稅及び復興特別所得稅の確定中告書付表(上堪株式等に係る緩減損失の債益通算及び緩越控除用)」の2の3欄の金額を「未公開分」、「上場分」の順に、①欄の金額を限度として控除します。
※4 ③欄の金額は、①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、②欄の金額を中告書へ転記するに当たって中告書第三表の②欄の金額が回③欄の金額から控除しきれない場合には、稅務署におたずねください。

整理欄		
S 10	/ 3F cf: 2C Cr (2, 15/88)	E

H26.11